

労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準等（一覧）

濃度基準値等の適用期日：令和6年4月1日（告示：令和5年4月27日）

分析可能物質	物質名	CAS RN	八時間濃度基準値	短時間濃度基準値
○	アクリル酸エチル	140-88-5	2 ppm	—
○	アクリル酸メチル	96-33-3	2 ppm	—
○	アクロレイン	107-02-8	—	0.1 ppm ^{**1}
—	アセチルサリチル酸（別名アスピリン）	50-78-2	5 mg/m ³	—
○	アセトアルデヒド	75-07-0	—	10 ppm
○	アセトニトリル	75-05-8	10 ppm	—
—	アセトンシアノヒドリン	75-86-5	—	5 ppm
○	アニリン	62-53-3	2 ppm	—
○	1-アリルオキシ-2, 3-エポキシプロパン	106-92-3	1 ppm	—
○	アルファ-メチルスチレン	98-83-9	10 ppm	—
○	イソプレン	78-79-5	3 ppm	—
○	イソホロン	78-59-1	—	5 ppm
—	一酸化二窒素	10024-97-2	100 ppm	—
○	イブシロン-カプロラクタム ^{**6}	105-60-2	5 mg/m ³	—
○	エチリデンノルボルネン	16219-75-3	2 ppm	4 ppm
—	2-エチルヘキサン酸	149-57-5	5 mg/m ³	—
○	エチレングリコール	107-21-1	10 ppm	50 ppm
○	エチレンクロロヒドリン	107-07-3	2 ppm	—
○	エピクロロヒドリン	106-89-8	0.5 ppm	—
○	2, 3-エポキシ-1-プロパノール ^{**2}	556-52-5	—	—
—	塩化アリル	107-05-1	1 ppm	—
—	オルト-アニシジン	90-04-0	0.1 ppm	—
○	キシリジン	87-59-2	0.5 ppm	—
○	キシリジン	87-62-7		
○	キシリジン	95-64-7		
○	キシリジン	95-68-1		
○	キシリジン	95-78-3		
○	キシリジン	108-69-0		
○	キシリジン	1300-73-8		

○	クメン	98-82-8	10 ppm	—
○	グルタルアルデヒド	111-30-8	—	0.03 ppm ^{**1}
○	クロロエタン (別名塩化エチル)	75-00-3	100 ppm	—
○	クロロピクリン	76-06-2	—	0.1 ppm ^{**1}
○	酢酸ビニル	108-05-4	10 ppm	15 ppm
○	ジエタノールアミン	111-42-2	1 mg/m ³	—
○	ジエチルケトン	96-22-0	—	300 ppm
—	シクロヘキシルアミン	108-91-8	—	5 ppm
○	ジクロロエチレン (1, 1-ジクロロエチレンに限る。)	75-35-4	5 ppm	—
—	2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸	94-75-7	2 mg/m ³	—
○	1, 3-ジクロロプロペン	542-75-6	1 ppm	—
—	ジクロロベンゼン (パラ-ジクロロベンゼンに限る。)	106-46-7	10 ppm	—
—	2, 6-ジターシャリーブチル-4-クレゾール	128-37-0	10 mg/m ³	—
○	ジフェニルアミン ^{**6}	122-39-4	5 mg/m ³	—
○	ジボラン	19287-45-7	0.01 ppm	—
○	N, N-ジメチルアセトアミド	127-19-5	5 ppm	—
○	ジメチルアミン	124-40-3	2 ppm	—
○	臭素	7726-95-6	—	0.2 ppm
○	しょう腦	76-22-2	2 ppm	—
○	タリウム	7440-28-0	0.02 mg/m ³	—
—	チオりん酸O, O-ジエチル-O- (2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル) (別名ダイアジノン)	333-41-5	0.01 mg/m ³	—
—	テトラエチルチウラムジスルフィド (別名ジスルフィラム)	97-77-8	2 mg/m ³	—
○	テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム)	137-26-8	0.2 mg/m ³	—
○	トリクロロ酢酸	76-03-9	0.5 ppm	—
○	1, 2, 3-トリクロロプロパン ^{**2}	96-18-4	—	—
○	1-ナフチル-N-メチルカルバメート (別名カルバリル) ^{**4}	63-25-2	0.5 mg/m ³	—
○	ニッケル	7440-02-0	1 mg/m ³	—
○	ニトロベンゼン	98-95-3	0.1 ppm	—
—	ノルマル-ブチル=2, 3-エポキシプロピルエーテル ^{**2}	2426-08-6	—	—
—	N- [1- (N-ノルマル-ブチルカルバモイル) -1H-2-ベンゾイミダゾリル] カルバミン酸メチル (別名ペノミル)	17804-35-2	1 mg/m ³	—

○	パラターシャリーブチルトルエン	98-51-1	1 ppm	—
○	ヒドラジン及びその一水和物	302-01-2	0.01 ppm	—
○	ヒドラジン及びその一水和物	7803-57-8		
—	ヒドロキノン	123-31-9	1 mg/m ³	—
○	ビフェニル	92-52-4	3 mg/m ³	—
○	ピリジン	110-86-1	1 ppm	—
○	フェニルオキシラン	96-09-3	1 ppm	—
○	フェニルヒドラジン ^{**2}	100-63-0	—	—
○	フェニレンジアミン（オルトフェニレンジアミンに限る。） ^{**2}	95-54-5	—	—
○	2-ブテナール	4170-30-3	—	0.3 ppm ^{**1}
○	フルフラール	98-01-1	0.2 ppm	—
○	フルフリルアルコール	98-00-0	0.2 ppm	—
○	1-ブロモプロパン	106-94-5	0.1 ppm	—
○	2-ブロモプロパン ^{**2}	75-26-3	—	—
○	ほう酸及びそのナトリウム塩（四ほう酸ナトリウム十水和物（別名ホウ砂）に限る。）	1303-96-4	ホウ素として0.1 mg/m ³	ホウ素として0.75 mg/m ³
○	メタクリロニトリル	126-98-7	1 ppm	—
—	メチルターシャリーブチルエーテル（別名MTBE）	1634-04-4	50 ppm	—
—	4, 4'-メチレンジアニリン	101-77-9	0.4 mg/m ³	—
—	りん化水素	7803-51-2	0.05 ppm	0.15 ppm
—	りん酸トリトリル（りん酸トリ（オルトトリル）に限る。）	78-30-8	0.03 mg/m ³	—
—	レソルシノール	108-46-3	10 ppm	—

濃度基準値等の適用期日：令和7年10月1日（告示：令和6年5月8日）

分析可能物質	物質名	CAS RN	八時間濃度基準値	短時間濃度基準値
—	アクリル酸	79-10-7	2 ppm	—
○	アクリル酸ノルマルブチル	141-32-2	2 ppm	—
—	2-アミノエタノール	141-43-5	20 mg/m ³	—
—	3-アミノ-1H-1, 2, 4-トリアゾール（別名アミトロール）	61-82-5	0.2 mg/m ³	—
○	アリルアルコール	107-18-6	0.5 ppm	—
—	アリルノルマルプロピルジスルフィド	2179-59-1	—	1 ppm
—	3-（アルファアセトニルベンジル）-4-ヒドロキシマリン（別名ワルファリン）	81-81-2	0.01 mg/m ³	—
○	3-イソシアナトメチル-3, 5, 5-トリメチルシクロヘキシルイソシアネート	4098-71-9	0.005 ppm	—

-	イソシアン酸メチル	624-83-9	0.02 ppm	0.04 ppm
-	イソプロピルアミン	75-31-0	2 ppm	-
○	イソプロピルエーテル	108-20-3	250 ppm	500 ppm
-	エチルアミン	75-04-7	5 ppm	-
○	エチル-セカンダリーペンチルケトン	541-85-5	10 ppm	-
-	エチル-パラ-ニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト (別名E P N)	2104-64-5	0.1 mg/m ³	-
-	エチレングリコールモノブチルエーテルアセタート	112-07-2	20 ppm	-
○	エチレングリコールモノメチルエーテルアセタート	110-49-6	1 ppm	-
-	エチレンジアミン	107-15-3	10 ppm	-
○	2, 3-エポキシプロピル=フェニルエーテル	122-60-1	0.1 ppm	-
-	塩化ベンジル ^{*2}	100-44-7	-	-
-	塩化ホスホリル	10025-87-3	0.6 mg/m ³	-
-	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H -インデン (別名クロルデン) ^{*6}	57-74-9	0.5 mg/m ³	-
-	オゾン	10028-15-6	-	0.1 ppm
○	過酸化水素	7722-84-1	0.5 ppm	-
○	カーボンブラック	1333-86-4	レスピラブル粒子として 0.3 mg/m ³	-
-	ギ酸メチル	107-31-3	50 ppm	100 ppm
-	クロム	7440-47-3	0.5 mg/m ³	-
-	2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ- 1, 3, 5-トリアジン (別名アトラジン)	1912-24-9	2 mg/m ³	-
-	クロロ酢酸	79-11-8	0.5 ppm	-
-	クロロジフルオロメタン (別名HCFC-22)	75-45-6	1,000 ppm	-
-	2-クロロ-1, 1, 2-トリフルオロエチルジフルオロメ チルエーテル (別名エンフルラン)	13838-16-9	20 ppm	-
○	酢酸	64-19-7	-	15 ppm
○	酢酸ブチル (酢酸ターシャリーブチルに限る。)	540-88-5	20 ppm	150 ppm
○	三塩化りん	7719-12-2	0.2 ppm	0.5 ppm
○	酸化亜鉛	1314-13-2	レスピラブル粒子として 0.1 mg/m ³	-
-	酸化カルシウム	1305-78-8	0.2 mg/m ³	-
○	酸化メシチル	141-79-7	2 ppm	-
○	ジアセトンアルコール	123-42-2	20 ppm	-
-	2-シアノアクリル酸メチル	137-05-3	0.2 ppm	1 ppm
-	2-(ジエチルアミノ)エタノール	100-37-8	2 ppm	-
-	ジエチルアミン	109-89-7	5 ppm	15 ppm

-	ジエチルパラ-ニトロフェニルチオホスフェイト (別名パラチオン)	56-38-2	0.05 mg/m ³	-
-	ジエチレングリコールモノブチルエーテル ^{※6}	112-34-5	60 mg/m ³	-
○	シクロヘキサン	110-82-7	100 ppm	-
-	ジクロロエタン (1, 1-ジクロロエタンに限る。)	75-34-3	100 ppm	-
-	ジクロロジフルオロメタン (別名CFC-12)	75-71-8	1,000 ppm	-
-	ジクロロテトラフルオロエタン (別名CFC-114)	76-14-2	1,000 ppm	-
-	ジクロロフルオロメタン (別名HCFC-21)	75-43-4	10 ppm	-
○	ジシクロペンタジェン	77-73-6	0.5 ppm	-
-	ジチオりん酸O, O-ジメチル-S- [(4-オキソ-1, 2, 3-ベンゾトリアジン-3 (4H)-イル)メチル] (別名アジンホスメチル)	86-50-0	1 mg/m ³	-
○	ジフェニルエーテル	101-84-8	1 ppm	-
○	N, N-ジメチルアニリン	121-69-7	25 mg/m ³	-
-	水酸化カルシウム	1305-62-0	0.2 mg/m ³	-
-	すず及びその化合物 (ジブチルスズ=オキシドに限る。)	818-08-6	すずとして0.1 mg/m ³	-
-	すず及びその化合物 (ジブチルスズ=ジクロリドに限る。)	683-18-1	すずとして0.1 mg/m ³	-
-	すず及びその化合物 (ジブチルスズ=ジラウラート及びジブチルスズ=ジラウラート及びジブチルスズ=マレアートに限る。)	77-58-7	すずとして0.1 mg/m ³	-
-	すず及びその化合物 (ジブチルスズビス (イソオクチル=チオグリコレート)に限る。)	25168-24-5	すずとして0.1 mg/m ³	-
-	すず及びその化合物 (テトラブチルスズに限る。)	1461-25-2	すずとして0.2 mg/m ³	-
-	すず及びその化合物 (トリフェニルスズ=クロリドに限る。)	639-58-7	すずとして0.003 mg/m ³	-
-	すず及びその化合物 (トリブチルスズ=クロリドに限る。)	1461-22-9	すずとして0.05 mg/m ³	-
-	すず及びその化合物 (トリブチルスズ=フルオリドに限る。)	1983-10-4	すずとして0.05 mg/m ³	-
-	すず及びその化合物 (ブチトリクロロスズに限る。)	1118-46-3	すずとして0.02 mg/m ³	-
○	セレン	7782-49-2	0.02 mg/m ³	-
-	テトラエチルピロホスフェイト (別名TEPP)	107-49-3	0.01 mg/m ³	-
-	テトラクロロジフルオロエタン (別名CFC-112)	76-12-0	50 ppm	-
○	トリエタノールアミン	102-71-6	1 mg/m ³	-
-	トリクロロエタン (1, 1, 2-トリクロロエタンに限る。)	79-00-5	1 ppm	-
-	1, 1, 2-トリクロロ-1, 2, 2-トリフルオロエタン	76-13-1	500 ppm	-

-	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス (4-メトキシフェニル) エタン (別名メトキシクロル)	72-43-5	1 mg/m ³	-
-	2, 4, 5-トリクロロフェノキシ酢酸	93-76-5	2 mg/m ³	-
-	トリニトロトルエン	118-96-7	0.05 mg/m ³	-
-	トリブロモメタン	75-25-2	0.5 ppm	-
○	トリメチルアミン	75-50-3	3 ppm	-
-	トリメチルベンゼン	25551-13-7	10 ppm	-
-	二酸化窒素	10102-44-0	0.2 ppm	-
-	ニトロエタン	79-24-3	10 ppm	-
-	ニトログリセリン	55-63-0	0.01 ppm	-
-	ニトロプロパン (1-ニトロプロパンに限る。)	108-03-2	2 ppm	-
-	ニトロメタン	75-52-5	10 ppm	-
○	ノナン (ノルマル-ノナンに限る。)	111-84-2	200 ppm	-
○	ノルマル-ブチルエチルケトン	106-35-4	70 ppm	-
○	パラ-アニジン	104-94-9	0.5 mg/m ³	-
-	パラ-ニトロアニリン	100-01-6	3 mg/m ³	-
○	砒(ひ)素及びその化合物 (アルシンに限る。)* ²	7784-42-1	-	-
○	ビニルトルエン	25013-15-4	10 ppm	-
○	N-ビニル-2-ピロリドン	88-12-0	0.01 ppm	-
○	フェニレンジアミン (パラ-フェニレンジアミン及びメタ-フェニレンジアミンに限る。)	106-50-3	0.1 mg/m ³	-
○	フェニレンジアミン (パラ-フェニレンジアミン及びメタ-フェニレンジアミンに限る。)	108-45-2		
-	フェノチアジン	92-84-2	0.5 mg/m ³	-
-	ブタノール (ターシャリーブタノールに限る。)	75-65-0	20 ppm	-
-	フタル酸ジエチル* ⁶	84-66-2	30 mg/m ³	-
-	フタル酸ジ-ノルマル-ブチル	84-74-2	0.5 mg/m ³	-
-	フタル酸ビス (2-エチルヘキシル) (別名DEHP)	117-81-7	1 mg/m ³	-
-	プロピオン酸	79-09-4	10 ppm	-
○	プロピレングリコールモノメチルエーテル	107-98-2	50 ppm	-
-	プロモトリフルオロメタン	75-63-8	1,000 ppm	-
○	ヘキサクロロエタン	67-72-1	1 ppm	-
-	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エンド-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン (別名エンドリン)	72-20-8	0.1 mg/m ³	-

○	ヘキサメチレン=ジイソシアネート	822-06-0	0.005 ppm	—
○	ヘプタン（ノルマルヘプタンに限る。）	142-82-5	500 ppm	—
—	1, 2, 4-ベンゼントリカルボン酸 1, 2-無水物	552-30-7	0.0005 mg/m ³	0.002 mg/m ³
—	ペンタン（ノルマルペンタン及び2-メチルブタンに限る。）	109-66-0	1,000 ppm	—
—	ペンタン（ノルマルペンタン及び2-メチルブタンに限る。）	78-78-4		
—	無水酢酸	108-24-7	0.2 ppm	—
—	無水マレイン酸	108-31-6	0.08 mg/m ³	—
—	メタクリル酸	79-41-4	20 ppm	—
—	メタクリル酸 2, 3-エポキシプロピル ^{※2}	106-91-2	—	—
○	メタクリル酸メチル	80-62-6	20 ppm	—
—	メチラール	109-87-5	1,000 ppm	—
○	N-メチルアニリン	100-61-8	2 mg/m ³	—
—	メチルアミン	74-89-5	4 ppm	—
—	N-メチルカルバミン酸 2-イソプロピルオキシフェニル（別名プロボキスル） ^{※6}	114-26-1	0.5 mg/m ³	—
○	5-メチル-2-ヘキサノン	110-12-3	10 ppm	—
○	2-メチル-2, 4-ペンタンジオール	107-41-5	120 mg/m ³	—
○	メチレンビス（4, 1-シクロヘキシレン）=ジイソシアネート	5124-30-1	0.05 mg/m ³	—
○	1-（2-メトキシ-2-メチルエトキシ）-2-プロパノール	34590-94-8	50 ppm	—
—	沃（よう）素	7553-56-2	0.02 ppm	—
—	りん酸	7664-38-2	1 mg/m ³	—
—	りん酸ジメチル=1-メトキシカルボニル-1-プロペン-2-イル（別名メピンホス）	7786-34-7	0.01 mg/m ³	—
—	りん酸トリノルマルブチル ^{※6}	126-73-8	5 mg/m ³	—
—	六塩化ブタジエン	87-68-3	0.01 ppm	—
—	すず及びその化合物（ジブチルスズ=ジラウラート及びジブチルスズ=ジラウラート及びジブチルスズ=マレアートに限る。）	78-04-6	すずとして0.1 mg/m ³	—

濃度基準値等の適用期日：令和8年10月1日（告示：令和7年10月8日）

分析可能物質	物質名	CAS RN	八時間濃度基準値	短時間濃度基準値
—	アクリル酸 2-エチルヘキシル	103-11-7	2 ppm	—
—	アクリル酸 2-ヒドロキシプロピル	999-61-1	0.5 ppm	—
—	2-アミノ-2-メチル-1-プロパノール	124-68-5	1 ppm	—

-	イソオクタノール	26952-21-6	50ppm	-
-	4, 4' - イソプロピリデンジフェノール (別名ビスフェノールA)	80-05-7	2 mg/m ³	-
-	N-イソプロピルアミノホスホン酸O-エチル-O- (3-メチル-4-メチルチオフェニル) ※ ⁶	22224-92-6	0.05mg/m ³	-
-	N-イソプロピル-N'-フェニル-パラ-フェニレンジアミン	101-72-4	10mg/m ³	-
-	O-エチル-S-フェニル=エチルホスホチオロチオナート (別名ホノホス) ※ ⁶	944-22-9	0.1mg/m ³	-
-	1-エトキシ-2-プロパノール※ ⁶	1569-02-4	60ppm	-
-	3-エトキシプロパン酸エチル	763-69-9	100ppm	-
-	1, 2-エポキシ-3-イソプロポキシプロパン	4016-14-2	1 ppm	-
-	塩化シアン	506-77-4	-	0.3ppm
-	オルト-セカンダリーブチルフェノール	89-72-5	20mg/m ³	-
-	過酢酸	79-21-0	-	0.5ppm
-	ぎ酸※ ⁶	64-18-6	5 ppm	-
-	ぎ酸エチル	109-94-4	-	100ppm
-	2-クロロ-1, 3-ブタジエン	126-99-8	1 ppm	-
-	酢酸1-エトキシ-2-プロピル	54839-24-6	20ppm	-
-	酢酸ブチル (酢酸-セカンダリーブチルに限る。)	105-46-4	20 ppm	150 ppm
-	酢酸ベンジル	140-11-4	10ppm	-
-	酢酸1-メトキシ-2-プロピル	108-65-6	50ppm	-
○	ジイソブチルケトン	108-83-8	15ppm	-
-	ジエチレングリコール※ ⁶	111-46-6	10ppm	-
-	シクロヘキセン	110-83-8	20ppm	-
-	ジクロロベンゼン (メタ-ジクロロベンゼンに限る。)	541-73-1	2 ppm	-
-	ジシアン	460-19-5	5 ppm	-
-	ジチオリン酸O-エチル-O- (4-メチルチオフェニル)-S-ノルマル-プロピル (別名スルプロホス) ※ ⁶	35400-43-2	0.1mg/m ³	-
-	ジチオリン酸O, O-ジエチル-S-エチルチオメチル (別名ホレート) ※ ⁶	298-02-2	0.05mg/m ³	-
-	ジチオリン酸O, O-ジエチル-S- (ターシャリーブチルチオメチル) (別名テルプロホス) ※ ⁶	13071-79-9	0.01mg/m ³	-
-	ジメチル-パラ-ニトロフェニルチオホスフェイト (別名メチルパラチオン) ※ ⁶	298-00-0	0.02mg/m ³	-
-	臭化水素	10035-10-6	-	1ppm

-	4-ターシャリーブチルフェノール	98-54-4	0.5mg/m ³	-
-	チオりん酸O, O-ジエチル-O- (3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル) (別名クロルピリホス) ※6	2921-88-2	0.05mg/m ³	-
-	チオりん酸O, O-ジメチル-O- (2, 4, 5-トリクロロフェニル) (別名ロンネル) ※6	299-84-3	5 mg/m ³	-
-	1, 2, 3, 4-テトラヒドロナフタレン	119-64-2	2 ppm	-
-	トリクロロフルオロメタン (別名CFC-11)	75-69-4	-	1000ppm
-	1, 2, 4-トリクロロベンゼン	120-82-1	0.5ppm	-
-	N- (トリクロロメチルチオ) -1, 2, 3, 6-テトラヒドロフタルイミド (別名キャプタン) ※6	133-06-2	5 mg/m ³	-
-	トルイジン (パラトルイジン及びメタトルイジンに限る。)	106-49-0, 108-44-1	4 mg/m ³	-
-	ニコチン	54-11-5	0.5mg/m ³	-
-	ニトリロ三酢酸	139-13-9	3 mg/m ³	-
-	乳酸ノルマル-ブチル	138-22-7	10mg/m ³	-
-	パラ-メトキシフェノール	150-76-5	10mg/m ³	-
-	ビス (2-クロロエチル) エーテル	111-44-4	0.5ppm	-
-	ビス (ジチオりん酸) S, S'-メチレン-O, O, O', O'-テトラエチル (別名エチオン) ※6	563-12-2	0.05mg/m ³	-
-	ピレトラム ※6	8003-34-7	2 mg/m ³	-
-	2-フェノキシエタノール ※6	122-99-6	1 mg/m ³	-
-	フタル酸ジメチル ※6	131-11-3	5 mg/m ³	-
-	フタル酸ノルマル-ブチル=ベンジル ※6	85-68-7	20mg/m ³	-
-	2, 3-ブタンジオン (別名ジアセチル)	431-03-8	0.01ppm	-
-	ブタン (ノルマル-ブタンに限る。)	106-97-8	500ppm	-
-	ブチルベンゼン (ノルマル-ブチルベンゼンに限る。)	104-51-8	10ppm	-
-	弗化スルフリル	2699-79-8	1 ppm	-
-	弗素及びその水溶性無機化合物 (弗化亜鉛及び弗化カリウムに限る。)	7783-49-5, 7789-23-3	弗素として2.5mg/m ³	-
-	プロパン	74-98-6	1000ppm	-
-	プロピオンアルデヒド	123-38-6	20ppm	-
-	プロピルアルコール (ノルマル-プロピルアルコールに限る。)	71-23-8	300ppm	-
-	2-プロピン-1-オール	107-19-7	1 ppm	-
-	2-ブロモ-2-クロロ-1, 1, 1-トリフルオロエタン (別名ハロタン)	131-67-7	0.1ppm	-
-	プロモクロロメタン	74-97-5	100ppm	-
-	ヘキサクロシクロペンタジエン	77-47-4	0.005ppm	-

-	ヘキサクロロヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピンオキサイド (別名ベンゾエピン) ※6	115-29-7	0.1mg/m ³	-
-	ヘキサヒドロ-1, 3, 5-トリニトロ-1, 3, 5-トリアジン (別名シクロナイト)	121-82-4	0.5mg/m ³	-
-	ヘキサン (2-メチルペンタンに限る。)	107-83-5	200ppm	-
-	ペンタクロロエタン	76-01-7	2 ppm	-
-	1-ペンタナール	110-62-3	30ppm	-
-	1-ペンタノール	71-41-0	100ppm	-
-	ホルムアミド	75-12-7	5 ppm	-
-	N-メチルカルバミン酸2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチル-7-ベンゾ [b] フラニル (別名カルボフラン) ※6	1563-66-2	0.05mg/m ³	-
-	メチルナフタレン	1321-94-4	0.3mg/m ³	-
○	N-メチル-2-ピロリドン	872-50-4	1 ppm	-
-	2-メチル-2-ブタノール	75-85-4	10ppm	-
-	2-メチルブタン-1-オール	137-32-6	10ppm	-
-	S-メチル-N- (メチルカルバモイルオキシ) チオアセチミデート (別名メソミル) ※3	16752-77-5	0.05mg/m ³	-
-	1, 1'-メチレンビス (イソシアナトベンゼン) (メチレンビス (4, 1-フェニレン) = ジイソシアネートに限る。)	101-68-8	0.05mg/m ³	-
-	1-メトキシ-2- (2-メトキシエトキシ) エタン	111-96-6	1 ppm	-
-	モリブデン及びその化合物 (三酸化モリブデン、モリブデン酸アンモニウム、モリブデン酸ナトリウム及びリンモリブデン酸に限る。)	1313-27-5, 12027-67-7, 7631-95-0, 12026-57-2	モリブデンとして 0.5mg/m ³	-
-	りん酸ジメチル = (E) - 1 - (N-メチルカルバモイル) - 1-プロパン-2-イル (別名モノクロトホス) ※6	6923-22-4	0.05mg/m ³	-
-	ロテノン	83-79-4	0.3mg/m ³	-

2 CAS登録番号 (CAS RN) は参考として示したものであり、対象物質の当否の判断は、CAS登録番号ではなく、物質名に該当するか否かで行う。

3 ※1の付されている短時間濃度基準値については、化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針 (令和5年4月27日付け技術上の指針公示第24号) 5-1の(2)のイの規定を適用するとともに、同指針5-2の(3)の規定の適用の対象となる天井値として取り扱うものとする。

4 ※2の付されている物質については、発がん性が明確であるため、長期的な健康影響が生じない安全な閾値としての濃度基準値を設定できない物質である。事業者は、この物質に労働者がばく露される程度を最小限度にしなければならない。

5 ※3の付されている物質の試料採取方法については、捕集剤又は捕集液との化学反応により測定しようとする物質を採取する方法であること。

6 ※4の付されている物質の試料採取方法については、ろ過材に含浸させた化学物質との反応により測定しようとする物質を採取する方法であること。

7 ※5の付されている物質の分析方法に用いられる機器は、電子捕獲型検出器 (ECD) 又は質量分析器を有するガスクロマトグラフであること。

8 ※6が付されている物質については、蒸気と粒子の両方を捕集すべき物質であり、当該物質の試料採取方法におけるろ過捕集方法は粒子を捕集するための方法、固体捕集方法は蒸気を捕集するための方法に該当するものであること。

9 ※7の付されている分粒装置は、作業環境測定基準 (昭和51年労働省告示第46号) 第2条第2項で定める分粒装置をいうこと。

10 ※8の付されている物質の試料採取方法については、分析方法がガスクロマトグラフ分析方法の場合にあっては、捕集剤との化学反応により測定しようとする物質を採取する方法であること。

11 ※9は、職場のあんぜんサイトに掲載しているモデルSDSに推奨用途として記載されているもので、実際の用途はこれらに限られないことから、購入した製品のSDSにより、この一覧に該当する物質の含有を確認する必要があること。

12 りん酸トリフェニルは令和7年9月19日に削除

11 ※9は、職場のあんぜんサイトに掲載しているモデルSDSに推奨用途として記載されているもので、実際の用途はこれらに限られないことから、購入した製品のSDSにより、この一覧に該当する物質の含有を確認する必要があること。

12 リン酸トリフェニルは令和7年9月19日に削除